

## TOPICS

### 「公庫融資借換特例制度」を活用すれば「据置期間(返済猶予期間)」を伸ばせます

コロナ融資の返済開始が増えるにつけ、「返済したくても今のままでは返済できない。どうにかできませんか」という相談は日に日に増えています。

「同額借換」を行うことで、「据置期間(返済猶予期間)」を伸ばすことができます。民間金融機関による「コロナ融資」の「同額借換」については、「コロナ借換保証制度」がありますが、今回は日本政策金融公庫の「公庫融資借換特例制度」について解説いたします。

#### 1. 公庫は前向きに「同額借換」に応じてくれます。

日本政策金融公庫に対して「同額借換をお願いできませんか」と依頼すると、驚くほどスムーズに対応してくれることが少なくありません。

その理由は、「公庫融資借換特例制度」という受け口の制度があるからなのです。

#### 2. 「公庫融資借換特例制度」が利用出来る制度

「公庫借換特例制度」で利用出来るのは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」ではありません。以下の制度でも借換ができます。

「経営環境変化対応資金」「金融環境変化対応資金」「東日本大震災復興特別貸付」「令和元年台風第19号等特別貸付および令和2年7月豪雨特別貸付」「事業再生・企業再建支援資金」「事業承継・集約・活性化支援資金」「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」「挑戦支援資本強化特別貸付制度」

#### 3. 借換によるメリット

新型コロナウイルス感染症特別貸付を借り換える場合、「返済期間20年以内(うち据置期間5年以内)」となっているため、借り換えることで、据置期間が延ばせるというメリットがあります。

それ以外の制度で借り換える場合は、据置期間は原則1ヶ月以内となっているため、据置期間の繰り延べ効果は望めません。しかし、既存の融資の返済期間が短い場合、借換を行うことで毎月の返済負担額を減らすことができます。

通常、毎月の返済負担額を減らしたい場合は「リスク」するしかありませんが、「リスク」をしてしまうと、信用格付けが落ちてしまうため、新規融資を受け付けてもらえなくなるというデメリットがありました。

「公庫借換特例制度」で借換を行い、毎月の返済負担額を減らしたとしても、信用格付けは落ちないので新規融資が必要な場合も俎上に乗せてもらえます。

#### 4. 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に関しては金利が上がる可能性あり

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に関しては、以前借り入れたタイミングによっては、借り換えることで金利が上がる可能性もありますのでご注意ください。

まずは、現在借りている日本政策金融公庫の支店にご相談されることをお勧めします。

＜発行・ご相談・お問い合わせ＞

経営革新等認定支援機関

株式会社アシスト

姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2F

<https://assistclub.pro/>



ASSIST

株式会社アシスト